

議案第 5 1 号

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により非常勤消防団員等の補償基礎額等が改正されたことから、これに準じた改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

四條畷市消防団員等公務災害補償条例（昭和４３年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に改める。

同条第３項中「第１号又は第３号から第６号までのいずれか」を「第１号」に、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円を、」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改める。

別表を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第５条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	円 １２，９００	円 １３，７００	円 １４，５００
分団長及び副分団長	１１，３００	１２，１００	１２，９００
部長、班長及び団員	９，７００	１０，５００	１１，３００

備考

- 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- １の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の四條畷市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた四條畷市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病

補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。